

第1章

計画の大綱

1-1 策定の目的と位置づけ

1. 都市計画マスタープラン策定の目的

市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2において「市町村は、（中略）当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されるとともに、その第4項で「市町村が定める都市計画は、基本方針（都市計画マスタープラン）に即したものでなければならない。」とされています。

このようなことから、大垣都市計画区域マスタープラン等の上位計画を踏まえ、本市の社会動向や国の動き等を勘案し、本市の都市づくりの基本理念や土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）の整備に関する基本方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

大垣市都市計画マスタープランは、岐阜県が定める「大垣都市計画区域マスタープラン」、本市が定める「大垣市未来ビジョン（以下「未来ビジョン」という。）」に即し、立地適正化計画や他の分野別計画（中心市街地活性化基本計画やみどりの基本計画等）との整合を図りながら、都市形成の基本的な方針や地域のまちづくりの方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担います。

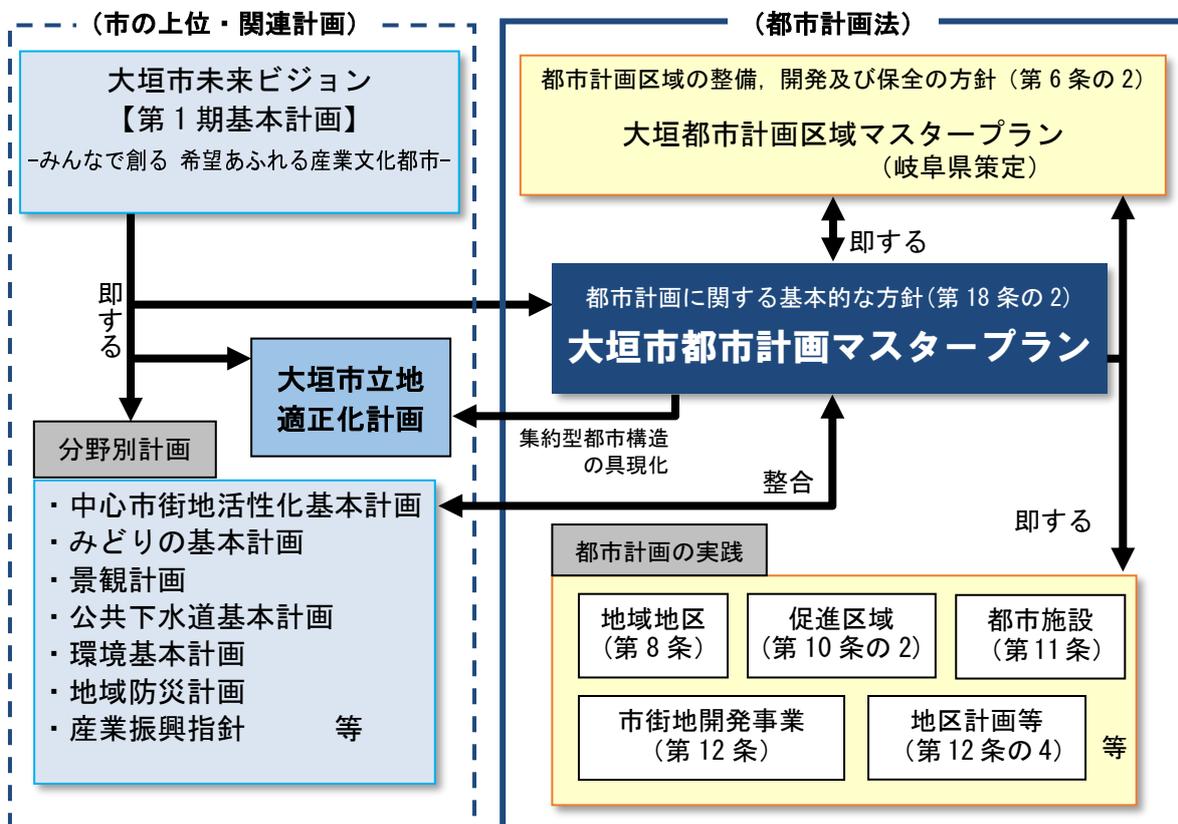


図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

1-2 策定の方法と計画の構成

1. 計画区域

計画区域は大垣地域、墨俣地域とします。

2. 目標年次

岐阜県が定める「大垣都市計画区域マスタープラン」の見直しが令和2年に行われることから、その20年後の令和22年を目標年次とします。

なお、上位計画や関連計画の改訂に伴い、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の構成

都市計画マスタープランは、本市の都市計画区域全体の目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対する整備方針等を示した「全体構想」と地域ごとの将来像や整備の方針等を示した「地域別構想」で構成されます。

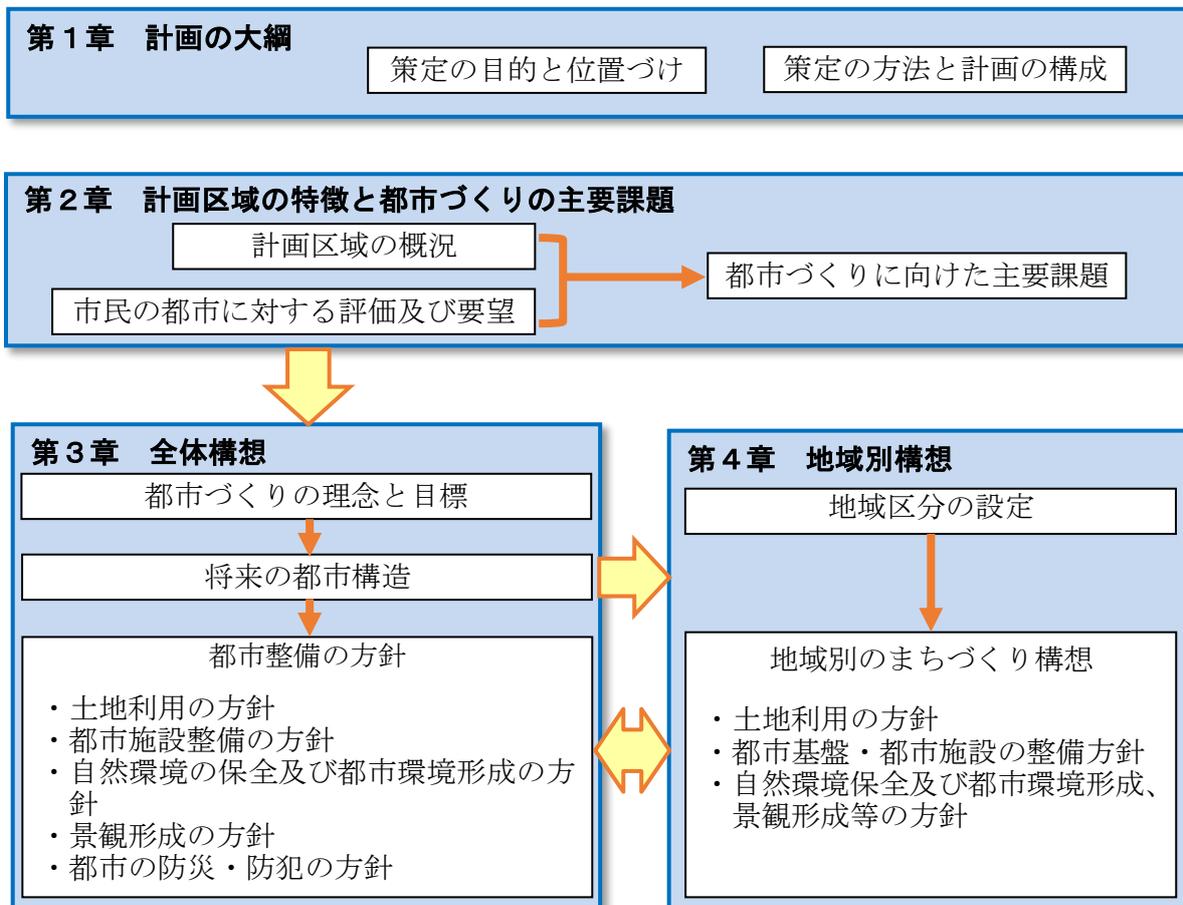


図1-2 計画の構成

